

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱

〔平成10年3月13日〕
市長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、附属機関及び懇話会（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び委員の選任並びに透明で公正な会議の運営を確保することにより、附属機関等の審議の活性化を図るとともに、政策形成過程への市民参加の機会を拡充し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関
- (2) 懇話会 要綱等に基づき、行政運営上の意見聴取、意見交換及び連絡調整等を行うために設置される、意思決定を伴わない機関
- (3) 局長等 札幌市事務分掌条例（昭和46年条例第40号）第1条に掲げる室、局及び消防局、水道局、交通局並びに病院局長、教育長並びに区長

（附属機関の設置）

第3条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、他の附属機関と設置目的が類似し、又は所掌事務が重複しないよう、必要最小限の設置にとどめるものとし、必要に応じて部会又は分科会等の下部組織を設置することにより、効率的な運営を図るものとする。

2 附属機関を新たに設置しようとする局長等は、附属機関設置事前協議書（様式1）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

（附属機関の設置等の見直し）

第4条 附属機関の庶務を所管する局長等は、次の各号のいずれかに該当する附属機関については、廃止、統合等の見直しを図るものとする。

- (1) 設置当初の目的を達したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により著しく必要性が低下したもの
- (3) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (4) 設置目的が他の附属機関と類似し、又は所掌事務が他の附属機関と重複しているもの

2 前項の規定に基づき、廃止又は統合を行った場合は、附属機関廃止・統合

通知書（様式２）により、総務局長へ報告するものとする。

（附属機関の委員の選任）

第５条 附属機関の委員の選任については、当該附属機関の設置目的に応じ、市民の幅広い意見又は専門的視点からの意見の反映を図るため、次のとおり行うものとする。ただし、法令、条例及び国の通知、指針等において別に示されている場合は、この限りではない。

- (1) 附属機関の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 女性委員の登用については、札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱（平成元年３月２８日市長決裁）によること。
- (3) 同一の附属機関における委員の在任期間が通算して６年を超えないこと。ただし、任期が開始する日において、在任期間が通算して６年を超えていない場合は、この限りでない。
- (4) 複数の附属機関において同一人を重複して委員に選任しようとする場合は、４機関までとすること。
- (5) 委員は、幅広い年齢層から選任するよう努めること。
- (6) 委員は、市議会議員及び市職員から原則として選任しないこと。
- (7) 設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。

２ 第１項第３号及び第４号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 選任しようとする委員が当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれに準ずると認められる者である場合
- (2) 選任しようとする委員以外に、当該附属機関の委員として必要な専門的な知識又は経験を有する者がいないこと等特別の事情があると認められる場合

３ 第１項第７号の規定は、次のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 行政処分に関する審議等を行う場合
- (2) 審議等に専門的な知識が必須である場合
- (3) 前２号に掲げるもののほか、附属機関の所掌事務及び審議事項に照らし、委員の公募が適当でないと認められる場合

４ 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任しようとするときは、附属機関委員選任事前協議書（様式３）及び附属機関委員予定者名簿（様式４）により、あらかじめ総務局長に協議するものとする。

５ 附属機関の庶務を所管する局長等は、委員を選任したときは、附属機関委員名簿（様式５）を総務局長に送付するものとする。

６ 附属機関の庶務を所管する局長等は、附属機関の委員が任期の中途において退任した場合、又は委員の委嘱を解いた場合は、速やかにその旨を総務局長に報告するものとする。

7 第1項、第4項、第5項及び第6項の規定は、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）別表2に該当する附属機関及び指定管理者選定委員会には適用しない。

（附属機関の運営）

第6条 附属機関の運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務、審議事項等の情報を公表すること。
- (2) 会議の公開及び非公開については、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第21条の規定に従い、あらかじめ決定しておくこと。
- (3) 会議を開催する際は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開の別その他必要な事項をあらかじめ公表すること。
- (4) 会議については、会議録を作成のうえ公表すること。ただし、当該会議録が情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公表しない。
- (5) 第2号の規定により会議を非公開とすることを決定したときは、当該附属機関の委員に対し、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない旨の守秘義務を負うことについてあらかじめ確認すること。また、委員の職を退いた後も同様とする。

2 委員を公募する際には、公正かつ透明性の高い選任が行われるよう、次の事項に留意するものとする。

- (1) 応募資格、応募方法、選考方法その他必要な事項を記載した募集要項を作成し、あらかじめ広報すること。
- (2) 応募機会を拡大するための、様々な情報提供手段による広報に努めること。
- (3) 選考の基準及び手順等の選考経緯を公表すること。

（懇話会の運営）

第7条 懇話会については、次に掲げる事項に留意すること。

- (1) 名称は、審議会、審査会、調査会など、附属機関と誤認される表現を用いないこと。
- (2) 所掌事務は、「審議する」、「審査する」及び「答申する」など、附属機関が所掌する事務を付与しないこと。
- (3) 委員の意見については、個々の委員の意見表明とし、機関としての意見表明としないこと。
- (4) 議決方法に関する議事手続きを定めないこと。
- (5) 委員の選任については、第5条第1項の規定を尊重し、その設置目的に応じた適切な人材の選任に努めること。
- (6) 情報提供については、第6条の規定を尊重すること。

（委任）

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定は、平成10年10月1日以後の附属機関等の委員の選任について適用する。
- 3 札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条中「要綱で」を「要綱において」に、「法律又は条例に基づき設置する附属機関」を「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成10年3月13日市長決裁）第2条に規定する附属機関等」に改める。
 - (2) 第5条第1項中「市民局長と審議会等委員の選任に係る事前協議書（様式1）及び女性委員予定者名簿（様式2）により」を「札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に定める様式により市民局長と」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「事前協議の」を加え、「事前協議結果通知書（様式3）により」を削り、同条第3項を削る。
 - (3) 様式1から様式3までを削る。
- 4 前項の規定による改正後の札幌市審議会等委員への女性登用促進要綱第2条及び第5条の規定は、平成10年10月1日以後の審議会等の委員の選任について適用し、同日前の審議会等の委員の選任については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日一部改正）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月25日一部改正）

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日一部改正）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日一部改正）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項第3号の規定は、平成21年10月1日以後に行われる附属機関等の委員の選任について適用し、同日前に行われる附属機関等の委員の選任については、なお従前の例による。
- 3 第6条第1項第4号の規定は、平成21年4月1日以後に開催される附属機関等の会議について適用し、同日前に開催される附属機関等の会議については、なお従前の例による。

附 則（平成26年10月6日一部改正）

この要綱は、平成26年10月6日から施行する。